

カナダの連邦および諸州の法律

——婚姻・離婚・家族関係などについて——

村井衡平

カナダにおいて、一八六一年七月一日の「イギリス領北アメリカ条例」の第九十一条・二十六号により、婚姻および離婚に関する法律を制定する」とは、連邦議会の専属管轄権とされた。だが、議会は、カナダ全土に統一的な効力をもつ離婚法を制定するのは適当ないと判断したためであらうか、ほとんどその権限を行使しなかつた。わざかに、一九一五年の「婚姻および離婚に関する法律」(An Act respecting Marriage and Divorce) 一九三〇年の「離婚手続の管轄権に関する法律」(An Act respecting Jurisdiction in Proceedings for Divorce) および同年の「婚姻解消および取消をオハタリオ州のために規定する法律」(An Act to Provide for in

the province of Ontario for the dissolution and Annulment of Marriage) 一九三七年的「トロント・ヒル・ヒューバート離婚控訴法」(The British Columbia Divorce Appeals Act) をあげるにいたが、やあらぬにやあらぬ。この間の事情は、すでに別稿で紹介したといふのである(神戸学院法学九卷 11・111号一七七頁以下)。本稿では、それら四つの法律の内容のほか、参考のため、一九五五年現在のアルベータ州の「家族関係に関する法律」(An Act relating to Domestic Relations) および一九六〇年現在のオハタリオ州の「婚姻訴訟事件法」(The Matrimonial causes Act) も併せて紹介する。

いひゆど、連邦議会は一九六八年にいたり、専属管轄権を完

カナダの連邦および諸州の法律 村井

(五〇九) 一八九

全に行使して、これまで各州に存在していた離婚法に代え、

カナダ全土に一般的な効力をもつ離婚法を制定することになった。同年七月一日に可決され、翌1日より施行された「離

婚に関する法律」(An Act respecting Divorce—Loi Concernant le Divorce)がこれである(前掲・一七七頁以下)。

しかし、これに先立つて、一九六三年に「カナダの上院に婚姻の解消または取消の権限を付与する法律」(An Act authorizing the Senate of Canada to Dissolve or Annul Marriages)が制定されていたのを最近になって知ることがやきだ。この法律が作られた目的などの検討は後日にゆずり、どうあれ、ついでその内容をも紹介しておくこととする。

婚姻および離婚に関する法律(一九六三年)

(An Act respecting Marriage and Divorce)

第一条 本法は“婚姻および離婚法”として引用されることができる。

第一条 婚姻は、女性が男性の亡妻の姉妹であるか、男性の亡妻の姉妹または兄弟の娘であるという理由のみで、無効

となることはない。

第三条 婚姻は、男性が女性の亡夫の兄弟であるか、女性の亡夫の兄弟または姉妹であるという理由のみで、無効となることはない。

第四条 絶対離婚を許す管轄権を有するとの裁判所においても、妻は、彼女の夫が婚姻の挙式以来、姦通の責あることを理由に彼女の婚姻の解消を求めて、訴訟を開始することができる。

第五条 裁判所は、証拠にもとづいて、妻の事件が立証されたこと、また妻はいかなる方法によつても夫の姦通を帮助したり、承認していないこと、妻は夫の姦通を宥恕したことではないこと、訴訟が夫または夫と姦通したと主張されている女性の共謀のもとに開始され、続行されているものでないことを確信する場合、かかる婚姻が解消されることを宣言する判決を言渡すものとする。しかし、裁判所は、妻が婚姻中に姦通したこと、裁判所の見解によれば、妻がかかる訴訟を提起するのに不合理な遅延の責がなかつたこと、夫に虐待を加えたこと、訴えられている姦通以前に彼女自身が、合理的な理由なしに、夫を遺棄または故意に別居したこと、または姦通に導いた故意の冷談さ・不品行の責が

あつたいとを認定する場合、判決を言渡す義務を負わね
なら。

第六条 一九二五年六月一十七日以前に存在していふ妻のい
かなる権利も、第四条、第五条によつて影響をうけ、制約
され、または奪われる」とはなし。

前に居住していいた場合、かかる裁判所は、離婚を詮々管轄
権を有するものとする。

婚姻解消および取消をオンタリオ州のための規定す
る法律（一九二〇年）

(An Act to provide in the province of Ontario for

the Dissolution and Annulment of Marriage)

離婚訴訟手続の管轄権に関する法律（一九二〇年）
(An Act respecting Jurisdiction in proceedings
for Divorce)

第一条 本法は “一九二〇年離婚管轄権法” (The Divorce
Jurisdiction Act) として引用される。

第一条 本法議決の前後を問はず、夫によって遺棄されてお
り、一年以上の期間、夫と別居し、現在も別居している妻
は、管轄権を有している裁判所のあるカナダの州のいか
において、その州の法律に従い、彼女が離婚を得る権利を
与えるなんらかの原因にもとづいて、彼女の婚姻の解消を
求めて、絶対離婚の訴訟手続を開始することがである。そ
して、訴訟手続が開始される州内に、夫が妻を遺棄する直

カナダの連邦および諸州の法律 村井

第三条 オンタリオの最高裁判所は、本法に関するすべての

(五一一) 一九一

神戸学院法學

管轄権を有する。

(H11) 一九二
第一条 本法において、第八節を除き、裁判所 (Court) は、
アルバータの最高裁判所を意味する。

ブリティッシュ・コロナビト離婚控訴法

(一九四七年)

(The British Columbia Divorce Appeals Act)

第一条 本法は、"ブリティッシュ・コロナビア離婚控訴法"

として引用される」とがである。

第一条 ブリティッシュ・コロナビア州の控訴裁判所は、離婚および婚姻訴訟事件について管轄権を有する州の裁判所または判事の命令または判決に対する控訴を審理し、決定する管轄権を有するものとする。

第三条 婚姻当事者の一方が他方と同居するのを拒否するとき、裁判所は、その裁量に応じて、配偶者権を回復する判決を言渡すことがである。

第四条かかる判決は、逮捕によって強制されないものとする。

第五条 被告が配偶者権を回復する裁判所の判決に従わないとき、被告はそれゆえに、正当の理由のない遺棄の責あるものとみなされるものとし、かゝる別居訴訟は直ちに提起されることができ、別居判決は、配偶者権を回復する判決に従わないときか、第七条に記載される一年間の期間がまだ経過していないとも、言渡されることがである。

アルバータ州

家族関係に関する法律 (一九五五年)

(An Act relating to Domestic Relations)

第一節 裁判別居

第一条 本法は、家族関係法 (The Domestic Relations Act) として引用される」とがである。

第六条 本節において、"夫婦の犯罪" (matrimonial offen-

(c) は、第七条に記載される犯罪のいづれかを意味する。

第七条 ①裁判別居の判決は、場合に応じて、夫または妻によつて、彼の妻または彼女の夫が婚姻締結後に、

(a) 妾通

(b) 虐待

(c) 遺棄

または(2)妻もしくは夫が、場合に応じて、配偶者権を

回復する判決に従わなかつた事実によつて構成された

(d) 不自然性交もしくは獸姦またはこれらの犯罪のいづ

れかの未遂——

の責を負つてゐる場合。

② 本法における“虐待”は、その意味において、生命、手

足または健康に危険を生ずる行為に限らず、裁判所の見解

によれば、非常な侮辱かつ耐えがたいもの、または彼もし

くは彼女がかかる行為を犯したのち、別居を求める人が他方とよろこんで同居することは期待できないような性質をもつ一連の行為を含む。

第八条 裁判所は、左の場合に、裁判別居、配偶者権の回復

または扶養料の請求に関する訴訟を審理する管轄権を有す

る。

(a) 当事者双方が、訴訟の開始されるときにアルバータに住所を有している。

(b) 彼等の同居が終了したとき、またはそれを根拠として別居が請求された事件の発生したとき、アルバータに夫婦の家庭を有していた。または

(c) 訴訟の開始されるときにアルバータに居住してゐる。

第九条 裁判別居の判決は、事件の審理において、原告が

(a) 裁判別居が妾通を理由に提起されるなどの場合でも、他方当事者の妾通を帮助または承認していた

(b) 非難されている夫婦の犯罪を宥恕した

(c) 被告と共に謀して請求を提出し、または続行した

(d) 婚姻の存在中に妾通を犯し、まだ宥恕されていな

い——

ことが明らかにされたとき、言渡されるものとする。

第十条 裁判別居の判決は、請求が妾通を理由に提出され、かつ、審理において、原告が妾通に導く行為について責められたことが明らかにされるとき、言渡されることができ

(a) 夫も妻も同居の義務を負うことなく、かつ、

(b) 妻は、別居の継続中、契約、違法行為および権利侵害のため、さらに民事訴訟手続において訴え、または訴えられるため、および他のすべての目的のために、独身の女性とみなされ、かつ彼女の夫の住所と別個の住所を取得することを含めて、すべての目的で契約能力者であり、また独立の人とみなされるものとする。

第十二条 裁判別居の判決後、別居の継続中に妻が無遺言で死亡した場合において、彼女の財産は、彼女の夫がすでに死亡しておればそれが処理されたと同様に帰属する。

第十三条 ①裁判別居の判決後、しかも別居の継続中、彼の妻がすでに結びもしくは結ぼうとしているいかなる合意または契約に關しても、または彼女による違法行為もしくは怠慢のため、または彼女がなんらかの行為によつて負わされる費用に関しても、夫は責任を負わない。

② 第一項にかかわらず、裁判別居の判決の中で、またはその後に、扶養料が妻に支払われるべく判決し、または命令され、かつ、それが夫によって滞りなく支払われたとき、彼は、彼女が使用するために供給された必需品について、責任を負わされる。

第十四条 夫は、裁判別居の訴訟によるか、または損害賠償

額の問題に限られた訴訟によつてのみ、彼の妻と姦通を犯した人から損害賠償額を回復することができ、かつ、裁判所は、いかなる方法でかかる賠償額が支払われるべきかを命ずることができ、かつ、その全部または一部が、もしもあるならば婚姻による子の利益のため、または妻の扶養料の準備として、支払われるよう命ずることができる。

第十五条 ①裁判所は、

(a) 原告が婚姻中、彼の妻の姦通を幫助し、または承認していた

(b) 原告が非難している姦通を宥恕していた

(c) 訴訟が妻と共に謀して提起され、または遂行された――

ことを認定するとき、かかる訴訟を棄却するものとする。

② 裁判所は、原告が

(a) 婚姻中に姦通を犯していた

(b) 訴訟を提起し、または遂行するについて、法外に遅延した

(c) 彼の妻に虐待を加えた

(d) 非難している姦通以前に彼の妻を遺棄し、または故意に妻と別居し、かつ、合理的な言証がない

(e) 故意に冷淡であるか、または非行をしたため、それが姦通をひき起した——ことを認定するとき、かかる訴訟を棄却することができる。

第三節 扶助料および扶養料

第十六条 裁判所は、妻が別居判決または配偶者権回復の判決を得ることができる場合に、その目的に限られた訴訟において、妻に扶養料を与える管轄権を有する。

第十七条 ① 申立が

(a) 扶助料

(b) 婚姻の解消または

(c) 婚姻無効、裁判別居もしくは配偶者権回復の宣言——

を目的とする訴訟においてなされるとき、訴訟中、妻に扶助料を支払うべき仮命令 (interim order) が発せられることができ、かつ、控訴の場合には、その決定にいたるまで、さらに仮命令によって扶助料が継続されることができるのである。

② 妻が、いかなる財源にせよ、彼女の夫から独立して充分

に扶養手段を有しているとき、仮命令は発せられないものとする。

③ 仮命令は、定期的な一定全額の支払いを命ずることができ、かつ、命ぜられる扶助料の額は、判事の裁量によるものとする。

④ 第一項に言及された訴訟において、申立がなされるとき、裁判所は、場合に応じて、訴訟およびそれに付随して妻の必要とする支出のため、裁判所が合理的かつ適切と考える額を、適切と考える時および方法により、ある人に對し、夫によって支払われるよう命ずることができる。

第十八条 ① 裁判別居の判決が与えられるとき、および扶助料請求の訴訟において、判事は、夫が妻に対し、別の命令があるまで、扶助料として、彼等が共に生存中またはそれより短い期間、定期的な金額を支払うよう命ずることができる。
② 配偶者権回復の判決が言渡された場合、判事は、判決に従わないときに発効させるため、類似の命令を発することができる。

第十九条 扶助料に関する仮命令または他の命令が存続しており、かつ、該命令のもとで扶助料の支払いが滞つていなとき、夫は、彼の妻に供給された必需品について、責任をカナダの連邦および諸州の法律 村井

負わされない。

第二十条 扶助料に関する請求がなされているとき、裁判所は、判決の前または後に、被告によつて彼の不動産または動産が処分される恐れを阻止するために適切な時期および条件のもとに、差止命令 (injunction) を与えることがで

きる。

第二十一条 仮のものかどうかを問わず、扶助料に関する命令もしくは判決または扶養料に関する命令もしくは判決は、どの土地登記所においても登記されることができ、かつ、登記は、命令または判決が効力を有する限りにおいて、

(a) そこに登記がなされている土地登記区内に被告が所

有する土地のすべての種類の財産および利益を拘束し、また、

(b) それについて、被告が彼の土地によつて終身年金を支払う責任の登記と同様の方法および効果において、作用する。

第二十二条 夫が彼の妻の姦通を理由に裁判別居の判決または離婚判決を得たとき、裁判所は、無責の配偶者および婚姻による子またはそれらの一方もしくは双方の利益のため、合理的と考えるセトルメント（継承的不動産処分）を命ず

ることができる。

第二十三条 ①離婚または婚姻無効判決が得られたとき、裁判所は、もしあれば妻の財産、夫の支払能力および当事者双方の行為を考慮に入れ、合理的とみなす額の年金を、夫が裁判所を満足させるまで、妻の生涯を越えない期間、妻に保証するよう命ずることができる。

② 裁判所は、それが妥当と考えるととき、さらに付け加え、またはそれに代えて、夫が彼等の生存中、妻に対し、裁判所が合理的と考える額を月額または週額で、妻の扶養料および生活費として支払うよう命ずることができる。

③ 離婚判決に際し、妻に姦通の責任があつたにかかわらず、彼女の利益のために命令を発することができる。

第二十四条 離婚または婚姻無効の最終判決が与えられるとき、裁判所は、婚姻当事者によつて、婚姻前または婚姻後のセトルメントに含まれる財産に関し、または婚姻による子もしくは婚姻当事者またはこれら双方の利益のため、財産の利用に関し、妥当と考える命令を発することができる。

第二十五条 配偶者権回復の判決が夫によつて得られ、かつ、妻が財産権を有するか、または商業によるなんらかの利益もしくは所得があるとき、裁判所は

(a) 夫および婚姻による子または彼等のうちの誰かの利益のため、財産によつてセトルメントが設定されるよう命ずることができ、または

- (b) 商業による利益または所得が彼等自身、婚姻による子または彼等の一方もしくは誰かの利益のため、夫または他の人に定期的に支払われるよう命ずることができる。

第二十六条 ① 扶助料、離婚、裁判別居、婚姻無効確認ま

たは配偶者権回復の訴訟において、扶助料または扶養料の支払いのための命令が発せられる場合に、

- (a) 夫または妻の財産が増加または減少した
(b) 妻に非行の責任があつたか、離婚した妻が再婚した――

ことが明らかになるとき、裁判所は、場合に応じて、支払時期を変更し、金額を増加もしくは減少し、または支払いを命ぜられた金額の全部もしくは一部に関して、一時的に命令を中止し、かつ、裁判所が妥当と考えるところに従い、命令の全部または一部を復活させることができる。

② 一九二七年七月一日以前になされた命令は、妻の側のなんらかの非行を理由に、また離婚したときは彼女の再婚を

理由に、変更または修正されないものとする。但し、命令が、それによって支払うべく定められた扶助料または扶養料は、彼女が貞節な生活を送り、再婚しない限りにおいて継続すべき趣旨が明白に定められているときは、この限りでない。

第四節 財産保護命令

第二十七条 ① 妻は、夫の側の虐待を理由にし、または夫が

充分な理由なしに彼女に食料および他の必需品を供給するのを拒否もしくは怠る場合に、彼女が事実上、彼女の夫と別居しているとき、本節の意味において、遺棄されているとみなされるものとする。

② 夫によって遺棄された妻は、治安判事 (magistrate) に

申請することができ、治安判事は、彼女の夫が彼の妻および家族を養うことができるようにかかわらず、全部または一部の履行を故意に怠り、彼女を遺棄したことを確信したうえ、夫を彼の面前に呼び出すことができ、かつ、然るべき審理のものち、夫に対し、申請者自身または彼女の代わりに命令の中で指名された第三者のために、治安判事が夫婦双方の財産を考慮して合理的と考へる週三十九ドルを越えない額を、

彼の妻または彼の妻および家族の扶養料として支払うよう命ずることができる。

(3) 本条による手続において、命令または命令の拒否に不満足の当事者は、命令または命令の拒否について、

(a) 刑法典第二十四章の規定のもとで定められた場合の方法により、または

(b) 命令または命令の拒否の日から二十日以内に、控訴

当事者が事件を担当する治安判事および他方当事者に、控訴人および他方の氏名・住所、控訴の対象とする命令または命令の拒否の要旨および命令または命令の拒否の日付および場所を含む書面による通知を送付するときまた、命令の拒否がなされた郡の地方裁判所に控訴することができる。

(4) 第三項に記載された通知を受領すると同時に、治安判事は、命令およびそれに関連するすべての他の書面を、さらに寛理において得られた手記または証拠の謄本と共に、申

請された管轄区または副管轄区の地方裁判所の書記または代理書記に提出するものとする。

(5) 書記または代理書記は、場合に応じて、管轄区の判事に通知するものとし、また判事は、控訴の審理のため、通知

をうけた日より十四日以降の日時および場所を定めるものとする。

(6) 書記または代理書記は、場合に応じて、書留郵便により、控訴の日時および場所の通知を、審理のために定められた日より少くとも十日以前に、すべての当事者に送付するものとする。

(7) 判事は、控訴の審理を時として休止し、また場所を移すことができ、さらに新らしい日時、場所を定め、判事が適当と考える当事者に与えられる通知に関して、書記に指示を与えることができる。

(8) 本条のもとににおける控訴は、本案の再審理であるが、しかしある人によって与えられた証拠の当初の審理において、治安判事の得た調書または記録は、判事が合理的な交通機関または合理的な費用ではその人の出廷は保証できないと確信するとき、控訴における証拠として提出されることができる。

(9) 判事は、控訴に対し判決するに当たり、

(a) 治安判事によってなされた命令を廃止、容認もしくは変更することができ、または本条に記載され、かつ、証拠によって是認された他の命令を発することができ、

さらに、

(b) 彼の裁量によつて適當と考える命令を、控訴の費用および金額に関して、発することができる。

(10) 第九項のもとで発せられた命令は、

(a) 書記または代理書記によつて、場合に応じて、彼によつて移送される文書および書面と共に、治安判事に

(b) かかる命令が当初治安判事によつて発せられたと同様の方法により、強行されることができる。

(11) 第二十八条 (1)妻または他の誰かが、彼女の利益のために、命令が発せられてより二十日または命令の中に定められたこれより短い期間を経過する以前に、支払いを

(a) 命令が支払われないとき、また命ぜられた支払いが未払いであるそのたび毎に、

治安判事から彼女の夫に対する呼出状を取得することができる。

(2) 呼出状は、交付または治安判事が書面で指示する方法によつて送達されることができ、また、

(b) 夫に対し、そこに記載された日時および場所に出頭

し、以下に定められるように命令が強制されるべきでない理由を示すようによつて要求するものとし、さらに、

(c) その送達後、遅くとも十日後には返答されるものとする。

(3) 裁判所が適當と考える申請者およびすべての証人は、呼出状の送付と同時になされた照会に関する、宣誓のうえ尋問されることができる。

(4) 夫が適法に送達をうけながら、呼出状によつて要求された出頭をしないとき、不出頭について充分な理由を示さないとき、または彼が支払いを命ぜられた金額を支払うことができないことを治安判事に確信させなかつたとき、治安判事は、罰金または違約金の支払いに関する、治安判事による命令の強行のため刑法第二十四章に定められる方法のどれかにより、命令を強行することができる。

(5) 治安判事は、場合に応じて、夫または妻の申請により、当初の命令またはそれを変更するその後の命令が発せられたのち、夫または妻の財産の額が変化したという証拠にもとづいて、命令を変更することができる。

(12) 第二十九条 (1)姦通を犯した妻の利益のために、いかなる命令も発せられないものとする。但し、姦通が宥恕された場

合は、この限りでない。

(2) 命令は、それが発せられたのちに妻が姦通を犯し、宥恕されていないという証拠にもとづいて、治安判事により取

消されることができる。

(3) 姦通が犯されたこと、または姦通が宥恕されたことが治

安判事によって認定されたとしても、場合に応じて、本章のもとにおける手続の目的のためを除き、いかなる目的のためにも、姦通または宥恕の証拠ではない。

第三十条 ①本章のもとで生ずる事件は、治安判事の裁量にもとづいて、非公開で審理されることができる。

(2) 治安判事は、

(a) 夫の依頼により、妻に通知したのち、申請を再審理することができる、また、

(b) 再審のうえ、治安判事が適当と考えるところに従い、

命令を追認・取消または変更することができる。

第三十一条 ①本法または他の法律によって特別な定めがさされる場合を除き、刑法典第二十三章および第二十四章の諸規定は、本章のもとでの手続に適用される。

② 本章の規定は、本章がなければ妻が別に有したはずの、妻が彼女の夫に対する民事上まそは他の法律上の救済方法

を侵害し、縮少し、破棄し、または他の影響を与えるようにな解釈されないものとする。

第五節 配偶者権の喪失

第三十二条 法律上の理由なしに、知りつつ、かつ、故意に妻を説得または周旋して、夫の意思に反し、彼女の夫のもとを去らせた人は、それにより夫が彼の妻との交際および慰安を奪われたとき、夫による損害賠償の訴えに対しても責任を負う。

第三十三条 夫はまた、法律上の理由なしに、知りつつ、夫の意思に反し、彼の妻をうけ入れ、かくまい、かつ、ひき止めた人に対して、損害賠償や訴えを提起する権利を有する。

第三十四条 第三十三条のもとにおいて、

(a) 被告の行為がなされたとき、原告および彼の妻は、合意にもとづいて別居していたか、

(b) 原告は、彼の妻に対して虐待の責任があり、かつ、

被告は妻を人道的な動機からかくまつたか、または、(c) 被告は、夫が妻に対して虐待の責任があると考える合理的な理由があり、かつ、妻を人道的な動機でかく

まつたとき、

請求は認められない。

第三十五条 ①意識的にまたは契約と独立に存在するなんらかの義務の懈怠により、ある人が妻に身体的傷害を負わせ、かつ、それによって、彼の夫から彼女との交際および慰安を奪つたとき、喪失に関して夫による損害賠償の訴えに対して責任を負う。

② 第一項に言及した訴えを提起する夫の権利は、妻が彼女自身で有しているなんらかの訴権または夫が彼女の名で妻に加えられた傷害について有しているなんらかの訴権に付加され、かつ、それと独立のものである。

第六節 婚姻詐欺訴訟

第三十六条 ①ある人が持続的に、かつ、偽つて、彼は誰れかと婚姻していると主張するとき、相手の人は、婚姻詐欺訴訟により、かかる主張をすることを禁止する判決を得ることができる。

② かかる判決は、主張がなされるのをいつでも黙認した人の利益のために与えられないもとする。

第七節 嫡出性

第三十七条 ①婚姻外の子の出生後に、子の両親が婚姻したとき、子は、あらゆる目的で嫡出子と認められ、かつ、出生の時から嫡出子であったものとみなされる。

② 本法の規定は

(a) 婚姻外に出生した子の両親の婚姻以前、または

(b) 一九二七年七月一日以前に、

それに関する権利・権限もしくは利益がある人に与えられ、またはすでに与えられている財産の権利・権限もしくは利益になんの影響も及ぼさない。

第三十八条 ①アルバータに居住し、アルバータになにか財産のあることを主張し、かつ、

(a) 生來のイギリス国民であるか、

(b) その人の権利が生來のイギリス国民とみなされるか

どうかは、全部または一部、彼の嫡出性または婚姻の有効性にかかっている人は、

裁判所の判事に対する申立により、申立人は彼の両親の嫡出子であること、彼の父母または祖父母の婚姻は有効な婚

姻であったこと、を宣言する判決または前示の事項のいず
れかを宣言する判決を請求することができる。

② 申立には、裁判所がどれかの一般原則によつて命ずるこ
とができるような、申立を立証し、かつ、共謀の不存在を
証明する宣誓供述書を添えるものとする。

第三十九条 ①第三十八条に言及した申立および宣誓供述書
の写しは、申立の陳述および提出前、少くとも一ヵ月以内
に法務長官 (Attorney-General) に交付されるものとする。

② 法務長官は、申立の審理および申立に関する爾後の手続
において、被告になるものとする。

第八節 後 見

第四十条 本法において、“裁判所”は、アルバータの最高裁
判所または開廷期の地方裁判所の判事を意味する。

第四十一条 生来または養育のための農家後見人 (Guardi-
anship in socage) は、廃止される。

第四十二条 ①裁判所による別段の命令のない限り、子の父
母は、彼等の子の共同後見人であり、かつ、非嫡出子の母
は、非嫡出子の単独後見人である。

② 児童福祉法のもとで子が養子とされたとき、子を養子に
する人は、本法の意味の範囲内で、彼の両親とみなされる
ものとする。

第四十三条 ①子の親は、捺印証書または遺言により、かか
る親の死後に子の後見人となるべき人を指定することがで
きる。

② 子の後見人に指定された人は、他方の親または他方の親
によつて指定された後見人と共同して行動するものとする。

第四十四条 裁判所は、場合に応じて、子の父もしくは母また
は子の死亡した父もしくは母によって指定された後見人と
共同して行動すべき、子の後見人を指定することができる。
第四十五条 子または子の利益のため誰かの請求にもづい
て、

(a) 子に親もしくは法律上の後見人がなかつたか、また
は、

(b) 親もしくは法律上の後見人は、子の後見を行なうの
に適切な人でない—

ことが明らかになるとき、裁判所は、子に一人または数人
の後見人を指定することができます。

第四十六条 ①遺言による後見人および後見の命令または文

書で指定された後見人は、裁判所により、受託者が解任されると同じ事由で解任されることができる。

(2) 第一項に言及された後見人は、裁判所の許可を得て、裁判所が適切と考える期間および条件で、彼の職務を辞することができる。

第四十七条 (1) 裁判所は、

(a) 裁判所の別居、または

(b) 仮もしくは終局の離婚

判決を言渡すに当り、その非行を理由に判決が言渡される親は、もしあれば婚姻による子の監護をするに適した人であることを宣言することができる。

(2) 婚姻による子の監護をするに適しないと宣言された親は、他方の親の死亡により、子の監護または後見を行なう権利を有しない。

(3) 裁判所は、いつでも、第一項に言及された宣言を取り消すことができる。

第四十八条 (1) 両親が

(a) 同居していないか、または

(b) 離婚もしくは裁判上別居しているとき、彼等は、いざれが婚姻による子の監護・監督・教育を行な

カナダの連邦および諸州の法律 村井

うかに関して、書面による合意をすることができる。

(2) 両親が第一項に記載された事項について合意に達するのに失敗したとき、一方の親は、裁判所に対しても、その判決を請求することができる。

第四十九条 (1) 裁判所は、

(a) 子の父もしくは母、または

(b) 子（代理人なしに請求できる）

の申立にもとづいて、子の監護および親の一方と子との面接権に関して、適当と考える命令を発することができる。

(2) 第一項のもとで命令を発するに当り、裁判所は、

(a) 子の福祉

(b) 両親の行動および

(c) 父母双方の意思

を考慮するものとする。

(3) 裁判所は、親の一方の申請により、または親の一方の死亡後、本法のもとで指定された後見人の申請により、命令を変更・訂正または取り消すことができる。

(4) 裁判所は、第一項に言及された各場合において、母の訴訟費用およびそれに関する父の責任または他の事項に関しても、適当と考えるところに従い、命令を発することができ

る。

⑤ 裁判所は、同様に、父もしくは母の支払いによるか、または子が権利を有する財産からの支払いによる子の扶養料に關し、場合に応じて、父もしくは母の財産状態または子が権利を有する財産の価格を考慮して、裁判所が合理的と考える金額の命令を発することができる。

第五十条 ① 子を扶養する法律上の責任を負う人、または子を監護する権利を有する人を爾後、"他の責任者"とよぶ。

② 親または他の責任者による子の提供または監護に関する命令の申請にもとづいて、裁判所が親または他の責任者は、

(a) 子を遺棄したか、または

(b) それ以外に子の監護についての彼の権利を強行するのを裁判所が拒否するにちがいないような行動をしたと信ずるとき、裁判所は、その裁量にもとづいて、請求された命令を発することを拒否することができる。

第五十一条 裁判所は、その裁量にもとづいて、

第五十二条 親または他の責任者が
(a) 彼の子を遺棄したか、または
(b) 彼の子が他人または学校もしくは施設によって、その他人または施設の費用において、裁判所が親または他の責任者の彼の親としての義務に気付かなかつたと確信するような期間および事情のもとで、養育されるのを許したとき、

裁判所は、子を親または他の責任者に引渡すべき命令を発しないものとする。但し、裁判所が子の引渡し命令が子の福祉に適合すると確信するときは、この限りでない。

第五十三条 親または他の責任者による子の提供または監護の請求にもとづいて、裁判所が

(a) かかる親または他の責任者は、子の監護をすべきでなく、かつ、
(b) 裁判所が子に対し、親または他の責任者に託されるべきことを命ずるととも、

さらに、親または責任者は、子を養育する人・学校または施設に対し、子を養育するのに当然に必要とされる額の全部、または裁判所がその場合のすべての事情を考慮して、適切かつ合理的と考える部分を支払うよう命ずることができること。

るべきであると要求する法律上の権利を有する宗教と

別の宗教のもとで養育されている

と信じるとき、裁判所は、親または他の責任者が子はその中で養育されるべきであると要求する法律上の権利を有する宗教の中では子が養育されることを保証するため、適切と考へる命令を発することができる。

(2) 本法において、

(a) 裁判所が発しなければならない命令を考慮するに當つて、子の希望を調査する権限に干渉もしくは影響を及ぼし、または、

(b) 子が現に有している自由な選択にもとづいて行使する権利を減少させるものは、少しもない。

第五十四条 本法と抵触するとき、衡平法上の規則は、監護および教育に関する問題について、優先する。

第五十五条 (1) 裁判所による別段の命令のない限り、子の財産の各後見人は、後見人が公益信託の受託者である場合を除いて、もしあれば、裁判所によつて命ぜられる保証を提供するものとする。

(2) 本法によつて指定または任命された後見人の権限が、別の方法で制限される場合を除いて、各後見人は、彼の後見力ナダの連邦および諸州の法律 村井

が継続する間、

(a) 子のためかつ、子の利益のために行動することがで
きる、

(b) 裁判所に出頭し、子の名において訴訟を提起もしく
は防禦することができます、

(c) 本条のもとで裁判所が要求する保証を提供したのち、
不動産・動産を問わず、子の財産の世話をと管理を行
るものとし、また子に当然に支払われるべき金銭を受領
し、それに關して受領書を交付することができ、から
に、

(d) 子の身体の監護および彼の教育の世話をするものと
する。

オントリオ州

婚姻訴訟事件法（一九六〇年）

（The Matrimonial Causes Act）

第一条 離婚または婚姻無効を宣言するなどの訴訟においても、
裁判所は、妻に姦通の責がある場合を除き、もしもあるなら

ば彼女の財産、夫の能力および両当事者の行為を考慮し、

妻の生涯を越えない一定期間、合理的と判断される一時金または年金を、夫が妻に支払うよう命ずることができ、かつ、すべての必要な証書が作成されるまで、終局判決の言渡しを延期することができる。

第二条 ①第一条のもとにおける命令に付加し、またはそれに代えて、裁判所は、妻に姦通の責がある場合を除き、夫婦が共に生存している間、しかも妻が貞節である限り、妻の扶養料として、裁判所が合理的と判断する金額を毎月または毎週、夫が妻に支払うよう、左の条件のもとに命ずることができる。

- (a)かかる命令後に、夫がなんらかの原因で支払不能となつた場合、裁判所は、命令を取り消し、もしくは修正し、または命令の全部もしくは一部を一時的に停止することができるし、かつ、その後、適当と考えることに従い、全部または一部を復活させることができる。
- (b)かかる命令が発せられた後、いつでも、夫の資力が増加する場合、裁判所は、それが適当と考えるとき、それに従い、支払うべき額を増加することができる。
- (c)かかる支払いは、妻が再婚するとき、終了するもの

とする。

② 裁判所は、扶助料 (Alimony) 修正の訴訟において、同様に、仮扶助料の支払いを命ずる権限を有する。

第三条 妻の姦通を理由に離婚判決が言渡され、かつ、妻が財産について占有権 (Possession) または復帰権 (Reversion) を有していることが明らかである場合、裁判所は、彼女の財産の全部または一部について、婚姻より産まれた子または夫婦のいずれかの子孫の利益のため、合理的と考えるセトルメント (繼承的不動産処分) を命ずることができる。

第四条 異婚判決が言渡され、婚姻セトルメントが設定されたことが明らかである場合、裁判所は、婚姻より産まれた子の利益のために設定された財産の全部または一部の利用について、裁判所がすべての事情のもとで適当と考える命令を発すことができる。

第五条 ①どの離婚訴訟においても、裁判所は、場合に応じて、かつ、終局判決の前後を問わず、婚姻より産まれた子の監護・扶養および教育に関する、正当と判断される条項を定めることができ、また婚姻より産まれた子の充分な世話を・扶養および教育のため必要な額が、父または母によつ

て支払われるよう命ずる」とがである。

(2) 本条のもとにおける申請は、父もしくは母により、または子の利益のために親族により、事件の審理に当り、または事件の略式申請にもとづいて、なされることがある。

第六条 ① 本条のもとにおいて、『婚姻より産まれた子』および『子』には、訴訟の両当事者によつて、児童福祉法 (The child welfare Act) の第四部またはそれに先立つ条項のもとで養子とされた子を含むが、しかし児童福祉法の第四部またはそれに先立つ条項のもとで、他人によつて養子とされた子を含まない。

(2) 婚姻を解消するとの訴訟においても、原告の最初の訴答 (Statement of claim) が、訴訟開始の時に十六才未満の婚姻より産まれた子に関する項目を含んでいる場合、公的後見人 (Official guardian) は、子の監護、扶養および教育に関するすべての事項について調査させ、裁判所に報告するものとする。

(3) 公的後見人は、彼のためにかかる調査をする人を雇うことができる。

(4) 調査し、彼の知り得た事実に関する報告書を立証し、他の事実に関する彼の情報および確信の源泉を陳述する誓證

供述書は、証拠書類として明示される報告書と共に、事件の審理に当つて、証拠として採用されるものとする。

(5) 報告の中に含まれる事実について、争いがある場合、公的後見人または彼の代理人は、子のために審理に出廷しかつ、調査した人を証人として出廷させるものとする。

(6) 訴訟において、子の監護または扶養の請求がなされなかつた場合でも、事件を審理する判事は、子のために適当と考える監護もしくは扶養またはその両者に関する命令を発することができる。

(7) 判事は、彼の裁量にもとづいて、調査と関連する彼の支払いを含めて、公的後見人の費用が事件当事者の誰かにによって支払われるよう命ずることができる。

(8) 本条のもとにおいて発せられる命令によつて影響をうける人は、子のための公的後見人を含めて、控訴裁判所に上訴することができる。

(9) 規則制定委員会は、本条を実施するための規則を制定することができる。本条またはかかる規則と矛盾する場合を除き、裁判所法 (The Judicature Act) およびそのもとで作成された規則を本条のもとにおける手続に適用することができる。

⑩ 本条は、一九五〇年四月一日またはそれ以降に開始された離婚訴訟に適用する。

第七条 ①仮判決 (decree Nisi) が言渡された離婚訴訟または婚姻取訴訟の当事者は、仮判決に対して、控訴裁判所に上訴することができるが、しかし仮判決に対して上訴する時間と機会を有したにかかわらず、そうしなかつたかかる。

婚姻当事者は、終局判決に対して上訴することができない。

② 仮判決が言渡された離婚訴訟または婚姻取消の当事者、訴訟に参加した人または終局判決が言渡されるべきでない理由を示した人は、訴訟参加または申立によつて提出された事項を解決する判決または命令に対して、上訴することができる。

③ 本条は、一九五〇年四月一日またはそれ以降に仮判決が言渡された離婚訴訟または婚姻取消訴訟に適用する。

第八条 離婚の終局判決が言渡されたのち、妻は、彼女の財産および契約を締結する権利に関する限り、独身の婦人とみなされるものとする。

第九条 婚姻訴訟事件の処理に関する裁判所の規則は、議会における副知事の承認のもとに廃止・修正または変更されることができる。

第十条 離婚法（オンタリオ）の多数の条項は、現在、本立法部の立法管轄権の範囲内にあるか、将来、範囲内に入るものであるから、ここで、あたかも本法においてのべられているかのようく制定される。

カナダの上院に婚姻の解消または取消の権限を付与する法律（一九六三）

(An Act authorizing the Senate of Canada to dissolve or Annul Marriages)

第一条 本法は“婚姻の解消および取消に関する法律”として引用されることができる。

第二条 ①カナダの上院は、婚姻当事者の一方の申立にもとづいて、場合に応じて、決議 (Resolution) により、婚姻は解消または取消され、かつ、第一項および第三項の規定に従い、決議が採択された日から三十日を経過した直後に、場合に応じて、婚姻は解消または取消され、かつ、無効である旨を宣言することができ、また、爾後、両当事者はいずれも、彼または彼女が合法的に婚姻しようと思ふどの人と

でも、該婚姻がまだ挙式されていなければ、婚姻することができる。

(2) 第一項に言及した三十日の経過する以前に、その解消ま

たは取消の決議が上院によつて採択された婚姻当事者の一方により、かかる決議を取消し、または変更する法律の通過を請求するカナダ上院への申立が、法案および必要な費用とともに、議会の書記に提出されるとき、決議の効力は、申立にもとづく法律が国王の同意を得るまで延期されるものとし、その場合、決議はいかなる効力も有しないか、またはその法律の定めるところに従い、別の効力を有するものとする。

(3) 第二項に言及された法案が法律にならないか、または議会の停会もしくは解散を理由に別の方で處理されたとき、婚姻を解消または取消す決議は、法案がそのように処理された日付で、完全な効力を有するものとする。

(4) 婚姻を解消または取消す上院の決議の取消または変更を求める申立または法案が、議会の停会または解散を理由に処理され、かつ同様の効力を有する新たな申立および法案が、議会の次期会期の開始より三十日以内に議会の書記に提出されるとき、かかる決議は、かかる三十日の経過によ

つて効力を生ずるものとする。右の申立および法案が三十日以内に提出されないとき、決議は、第二項の規定に従い、延期されるものとする。

第三条 上院は、それに関する申立を、上院の議長によつて指名された上院の幹事に付託することによってのみ、婚姻の解消または取消の決議を採択するものとする。幹事は、証拠を審理し、かつ報告するが、一八七〇年七月十五日に現存したイギリスの法律または一九一五年のカナダ修正法 (The Revised Statutes of Canada) 第一七六章の "婚姻および離婚に関する法律" のもとで、場合に応じて、婚姻を解消または取消すことのできた原因を理由とするのでなければ、婚姻の解消または取消を勧告しないものとする。

第四条 上院は、本法の規定を実施するのに必要または望ましいと考へる婚姻の解消または取消の申立、その審理手続およびすべての他の事項に関する規則および命令を制定することができる。

第五条 婚姻解消または取消される旨を宣言する上院の決議に関する証拠は、議会の書記が捺印し、かつ彼または彼の代理人の署名したと称される決議の写しを作成することに

神戸学院法学

よって与えられることができる。

第六条 本法は、カナダの上院に提出され、かつ、本法の施行以前に離婚に関する上院の常置委員会に報告されなかつた、婚姻の解消または取消に関するすべての申立に適用されるものとする。